

旅館業の各種申請・届出手続きについて

下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、必ず事前に保健所に相談してください。

◆ 新規営業許可申請 《施行規則 1》

- 新しく旅館業を経営する
- 営業者の変更（営業を譲渡する場合は承継承認申請）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（旅館・ホテル営業→簡易宿所営業 など）

必要書類

*「許可申請時に必要な書類（5 ページ）」をご覧ください。

◆ 変更届 《施行規則 4》

- 施設の名称変更
- 営業者所在地の変更
- 法人の名称・所在地・代表者・役員の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください）
- 管理者の変更 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]
- * 法人役員等が変更した場合は、新たに役員となった方全員の申告書

※変更届は変更後 10 日以内に届出をしてください

◆ 廃止（停止）届 《施行規則 4》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した
- ※廃止（停止）後 10 日以内に届出をしてください

◆ 承継承認申請 《施行規則 2、3》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした
- ※ 被相続人死亡後60日以内に申請してください
- 営業者（法人）が合併又は分割により承継する
- ※ 合併又は分割登記前に手続きを行う必要があります
- 既存の営業者から事業の譲渡により承継する
- ※ 譲渡人・譲受人が連名で事業譲渡の前に承継承認を受ける必要があります
- （個人⇄法人、個人→個人、A 法人→B 法人 など）

必要書類

- * 旅館業営業承継承認申請書 承継承認申請手数料 9,700 円
- (個人の相続)
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍謄本(戸籍全部事項証明や改製原戸籍)又は法定相続情報一覧図の写し
 - * 相続人全員の同意書(相続人が2人以上で1人が相続する場合)
 - * 申告書 ◆相続人の範囲: 法定相続人
- (法人の合併又は分割)
- * 定款又は寄附行為の写し
 - * 承継後に旅館業を営業する法人の履歴事項全部証明書
 - * 役員全員の申告書 (合併又は分割登記後)
- (事業譲渡)
- * 譲渡を証する書類(売買契約書等)
 - * 譲受する営業者の申告書(法人の場合は役員全員分)
 - * 譲受する営業者が法人の場合は定款又は寄附行為の写しと登記事項全部証明

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。